

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 <u>平成24年9月24日 一部改正</u></p> <p>第1章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(てん補事由)</p> <p>第4条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。 一 ～ 十一 (略)</p> <p>十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定 (破産手続開始の決定の事実が<u>公的機関</u>により明らかに された場合に限る。)</p> <p>十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定 に準ずる事由(支払不能の事実が<u>公的機関</u>により明らかに された場合に限る。)</p> <p>十四 (略)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00001 沿革 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 てん補の範囲</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(てん補事由)</p> <p>第4条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。 一 ～ 十一 (略)</p> <p>十二 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定 (破産手続開始の決定の事実が<u>外国の公的機関</u>により明 らかにされた場合に限る。)</p> <p>十三 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定 に準ずる事由(支払不能の事実が<u>外国の公的機関</u>により明 らかにされた場合に限る。)</p> <p>十四 (略)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (略)</p>	